

[標準様式例7-3]

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	デジタル道路地図データベース更新業務
業 務 概 要	この業務は、平成24年度版デジタル道路地図データベースを平成26年3月までに開通が予定されている新規供用路線や、道路改良等が実施される箇所の情報を含む最新情報への更新を行うものである。 デジタル道路地図データベースは「道路網及び道路地図に関する数値情報」であり、行政においてはVICSや各種道路管理システム、交通分析など、民間においてはカーナビゲーションシステム、電子地図など、官民双方で活用するための共通基盤として整備され広く利用されている。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 森北 佳昭 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	平成25年7月12日
契 約 業 者 名	(一財) 日本デジタル道路地図協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区平河町1-3-13
契 約 金 額	¥37,065,000円 (税込み)
予 定 価 格	¥37,968,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	一般財団法人日本デジタル道路地図協会は道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として設立された一般財団法人である。 同財団は1988年からデジタル道路地図データベースに関する「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準を策定し、これら著作権を保有管理するとともに、これまで各標準によって整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有しており、同財団は他者による当該著作権の使用を許諾しないと意思表示している。 また、各利用者の共通基盤であるデジタル道路地図データベースの整備更新は、その品質を確保するため一元的に実施しなければならず、これを利用する国土交通省各地方整備局等と民間利用者の双方の費用負担のもと、デジタル道路地図の豊富な知識及び経験に基づく技術力・能力を有している同財団によって行われている。 以上のことから、同財団は本業務を遂行するにあたって必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、競争に付すことが出来ない。
業 務 場 所	関東地方整備局管内
業 種 区 分	測量業務
履 行 期 間 ( 自 )	平成25年7月13日
履 行 期 間 ( 至 )	平成26年3月20日
備 考	会計法29条の3第4号 予決令第102条の4第3号

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。